

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊徳島駐屯地
第348会計隊徳島派遣隊長 浜瀬 栞

以下のとおり一般競争入札を実施するので、契約条項承知のうえ参加されたい。

1 競争入札に付する事項

件名	規格	単位	予定数量	履行場所	履行期間
古油回収（食用油）	仕様書のとおり	LI	400	陸上自衛隊徳島駐屯地	令和5年4月19日 ～ 令和6年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和4・5・6年度、競争参加資格（全省庁統一資格）四国地域「物品の買受け」C等級以上の資格を有する者。
- 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項等を示す場所

入札書等は、第348会計隊徳島派遣隊契約班窓口で配布する。希望者にはFAXする。
令和5年3月30日（木）～令和5年4月13日（木）（土・日曜、祝日を除く0900～1600）

4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- 現場説明会：実施しない
※現物確認希望者については、下記の期間中に調整の上実施すること。
令和5年3月30日（木）～令和5年4月13日（木）（土・日曜、祝日を除く0900～1600）
調整先：担当者 業務隊補給科 大西

- 入札
ア 場所：陸上自衛隊徳島駐屯地カウンセラー室
イ 日時：令和5年4月14日（金）10時00分

5 保証金等に関する事項

- 入札保証金：免除
- 契約保証金：免除
- 違約金：落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

7 落札の決定方式

単価決定

予定価格の以上で最高の価格をもって申込をした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 入札の無効

- 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- 入札に関する条項に違反した入札
- 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- 不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合をなした者の入札
- 第2項第6号の誓約に虚偽があつた場合又は誓約に反する事態があつた場合における当該入札者が行った入札
※押印を省略する場合は押印に代えて、責任者及び担当者氏名及び連絡先を記入

9 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する。
- (2) 契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

10 売払代金の納付期限

引渡しの日度（発注の日度発注書にて示す。）
※物品引渡しの日度までに納付しなければならない。

11 所有権移転の時期

当該物件の引渡し完了したとき。

12 物件の引渡し完了の時期

代金を納付した日から原則として5日以内。ただし、物品管理官が期日を定める場合はその日までとする。

13 その他

- (1) 郵便による入札については、令和5年4月13日（木）17時必着分までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第348会計隊徳島派遣隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 入札に参加する者は、令和5年4月12日（水）までに資格決定通知書の写しを提出してください。（FAX可）
- (4) 代表者以外での入札については、入札日に委任状を持参してください。
- (5) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
- (6) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊徳島駐屯地 第348会計隊徳島派遣隊契約班窓口にて閲覧してください。

(7) 入札及び仕様書に関する問い合わせ先

ア 入札に関する事項

〒779-1116 徳島県阿南市那賀川町小延413-1
陸上自衛隊徳島駐屯地 第348会計隊徳島派遣隊 担当：山中
TEL 0884-42-0991(内線347) FAX 0884-42-0993(直通)

イ 仕様書に関する事項

陸上自衛隊徳島駐屯地 業務隊補給科 担当：大西
TEL 0884-42-0991(内線336)

回収古油（食用油）売払いに関する仕様書

自 契約締結後

至 令和 6年 3月31日

徳島駐屯地業務隊

1 総 則

本仕様書は、徳島駐屯地厨房において発生する回収古油（食用油）の売払いに関して必要な事項を規定する。

2 定 義

- (1) 本仕様書における「甲」とは、契約担当官または官側をいう。
- (2) 本仕様書における「乙」とは、受注者側をいう。

3 契約期間

契約締結後～令和6年3月31日

4 作業内容及び条件

徳島駐屯地厨房において発生する回収古油（食用油）の搬出・引取を実施する。

- (1) 回収古油（食用油）の搬出に関する費用は、全て乙側の負担とする。
- (2) 甲側が用意する保管容器から、回収時、乙側の準備する容器に移し替えを実施する。
- (3) 回収古油（食用油）の回収時期については、3箇月に1回を基準とし、細部日程については徳島駐屯地業務隊糧食班との調整によるものとする。
- (4) 搬出時間は、0900～1600までの間を基準とする。
- (5) 予定数量
 - ア 1回の引取予定数量は、1000を基準とする。
 - イ 年間回収予定量 4000

5 点 検

引取後は、甲の指名する点検者の点検を受けるものとする。

6 回収古油（食用油）の所有権移転の時期

所有権は、甲が乙に回収古油（食用油）を引渡した時点をもって、乙側に移転する。

7 その他

契約相手方は、本仕様書について疑義、質疑が生じた場合には契約担当官等と協議するものとする。